別記様式４（第６関係）

救急用自動車同乗実習に係る覚書

乙訓消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び　　　　　　　　　（以下「〇〇」という。）は、消防本部において実施する救急用自動車同乗実習（以下「同乗実習」という。）について、覚書を締結する。

（目的）

第１条　消防本部は、〇〇の同乗実習対象者（以下「実習生」という。）が救急業務の現状、救急医療システム及び地域メディカルコントロール体制を理解することを目的とし、救急医療に携わる人材育成という公益性に鑑み、同乗実習を受け入れるものとする。

（同乗実習）

第２条　同乗実習は、実習生が消防本部の実施する救急業務について研修するものとする。

２　前項に規定する救急業務のうち救急現場活動については、救急用自動車に同乗して実施するものとする。

３　前項の場合において実習生は、傷病者に対するあらゆる行為及び救急隊員の観察、処置等についてのあらゆる発言等を一切行わないものとする。

４　同乗実習で必要となる装備（ヘルメット、感染防護品、活動服、研修中を示す腕章等）は、〇〇が準備するものとする。

（受け入れ）

第３条　当該年度の受入れに関する日程及び人数は、消防本部と〇〇が協議のうえ決定する。

２　救急用自動車同乗実習承認書（別記様式２）のとおりとする。

（実習場所）

第４条　同乗実習を実施する場所は、消防長が指定する消防署とする。

（守秘義務）

第５条　〇〇及び実習生は、同乗実習期間中において知り得た業務上の秘密事項については、同乗実習中及び同乗実習期間が終了後においても、守秘義務を負うものとする。

（災害・事故）

第６条　〇〇は、同乗実習に起因する実習生の災害（負傷、疾病にり患、身体障害又は死亡をいう。）に対して、一切の責任を負うものとする。

２　〇〇は、実習生の故意又は過失により発生した事故（器物破損、加害、情報漏洩をいう。）に対して、一切の責任を負うものとする。

（誓約書）

第７条　〇〇は、実習生自署による誓約書（別記様式３）を消防本部に提出するものとする。

（経費）

第８条　〇〇は、消防本部に対し、第２条に規定する同乗実習に要する費用として、実習生一人1日当たり金５，０００円を負担するものとする。

（支払方法）

第９条　消防本部は、同乗実習終了日までに前条の費用を〇〇に請求するものとする。

２　〇〇は、前項の規定により消防本部から請求を受けたときには、当該請求日から３０日以内に消防本部に支払うものとする。

（協議）

第１０条　この覚書に規定していない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、その都度消防本部と〇〇が協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第１１条　この覚書の有効期間は、締結の日から元号○○年○○月○○日までとする。ただし、有効期間の満了に際し、消防本部又は〇〇が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間、なおその効力を有するものとし、以降も同様とする。

　この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　元号　　年　　月　　日

乙訓消防組合消防本部

　　消防長　　　　　　　　　　　　　印

　　　〇〇

　　　代表者名　　　　　　　　　　　　印